

政策評価に関する有識者会議（第33回）

令和7年3月24日

資料2

令和7年度分野横断評価テーマ案について

厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付
政策立案・評価担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

分野横断評価について

第5期計画期間からの分野横断評価について

- 厚生労働省における政策評価においては、第5期計画期間からの新たな取組として、「複数の施策目標にまたがり、厚生労働省内で分野横断的に実施している政策の評価」（以下「分野横断評価」という。）を試行的に実施。
 - これまでの分野横断評価の試行的実施の結果を踏まえ、テーマの選定にあたっては、施策に関する見直しの議論の状況や制度改正のタイミング、有識者会議委員の希望テーマ等を踏まえ、より慎重かつ丁寧な検討を行えるよう、また、評価書の作成にあたっては、十分な調整・準備期間が設けられるよう、分野横断評価は隔年実施とし、次回は令和7年度に行うこととした。
- ⇒ 令和7年度の分野横断評価については、第32回政策評価に関する有識者会議（令和6月3月27日）において、テーマ案について委員よりアイディアを頂き、これも踏まえ、事務局にてテーマを検討・精査、関係部局調整の上、事前に各委員のご意見を伺ったうえで、第33回有識者会議（令和7年3月）において、ご議論・最終的に決定することとした。

令和7年度の分野横断評価テーマ（案）の検討について

- 委員より頂いたアイディア（テーマ案）（於：第32回政策評価に関する有識者会議（令和6月3月27日））
 - ： 介護人材等の確保、高年齢期の働き方、重層的支援体制整備事業、家族、施策の対象の捉え方
- 上記各案について、事務局にて検討・精査等を重ねたところ、
 - ・ 施策に関する見直し議論等（審議会、検討会等）が進行中又は近々に予定されており、並行して評価を行うことが難しい
 - ・ 評価における重要な視点であるが、各施策において位置付け等が機微に異なる等のため、分野横断的な評価を行うことが難しい（ただし、今後の各施策の評価において、社会経済の変化等も踏まえ丁寧に捉え、念頭におくべき重要な視点とする）

ことから、上記案を令和7年度の分野横断評価のテーマとし評価を実施することは難しいとの結論に至った。

- このため、事務局より、事前に次頁のテーマ案を提案し、2月までに各委員よりご意見等を頂いた（詳細はP.4 参照）。 2

テーマ案：厚生労働省における施策の効果的な周知について

1. 背景

- ・ 厚生労働省の所掌する施策分野は多岐に及び、その施策の対象も多様かつ多数に及ぶ。また、短期間で制度・運用に変更が生じることも多く、正確・確実・迅速、そして分かりやすく施策の対象へ周知することが必要である。他方で、その周知は、限られた時間・リソース（予算・人手）の中で行うことが求められる。
- ・ 周知にあたっては、厚生労働省本省から直接発信するもののほか、地方支分局（都道府県労働局、地方厚生局）、地方自治体、その他関係機関等を通じて行うものも多いが、これらの機関においてもリソースやスキルに限りがあるため、当該機関におけるリソース等を鑑みながら、施策に応じた効果的な周知方法を本省において選択する必要がある。
- ・ このため、厚生労働省本省においては、担当部局が実施する各施策の周知（政策広報）について、広報室による各種支援が行われており（右記2（2）参照）、わかりやすさの観点からの改善や、多様な周知ツールを選択すること等が可能となっており、着実に広報資料の質の改善等が図られてきているところである。
- ・ 他方で、現状として、準備時間・リソースの制約等により前例同での周知が繰り返されている、周知を介する関係機関等にほぼ一任、といったケースもなお見られるところ、結果的に、訴求対象に対して周知ツールが効果的に活用されなかった（汎用性に欠けた、周知先のニーズに合っていない、重複・過多等）、迅速性に欠けた等、効果的な周知が図られていないケースも実際に存在すると思われるが、事後の検証・評価が、必ずしも各部署で十分に行われていないのが現状といえる。

2. 周知に係る方策等

（1）本省が作成する主な周知ツール

- ・ ポスター、リーフレット等
- ・ ホームページへの掲載
- ・ 特設サイトの設置
- ・ 動画（HP掲載、デジタルサイネージ等）
- ・ SNS（X、Facebook、LINE）
- ・ 政府広報（テレビ・ラジオ等）
- ・ 業界紙・専門誌への掲載・寄稿 等

（2）本省内での主な支援策

- ・ 広報研修の実施
- ・ 広報資料（リーフレット等）の品質の底上げ（校正・助言等）
- ・ 公式SNS（X、Facebook、LINE、note、YouTube）、広報誌等による発信
- ・ プレスリリース配信ツール
- ・ 厚生労働行政モニター制度 等

3. テーマの提案

- ・ 厚生労働省の施策の周知方法として、現状、どのような施策でどのような手法等がとられているか（近年の改善点等含む）等を調査し、周知を介する機関（支分局、自治体等）や周知先（企業、個人等）、新規施策に係るものか定例（例年）ものか等の観点も含め整理・分析し、周知が効果的に行われているかを評価のうえ、今後、限られた時間・リソースを前提とした上で、どのように行うことが、より適切・効果的かについて、検証等することはどうか。

《留意点》 当初の「分野横断型評価」の実施経緯・趣旨とは異なる切り口。

委員より頂いたご意見（前頁案について）

● 前頁案に関するご意見

- 国の施策周知は重要な課題であり、全体の底上げとなり良い案。
- 施策の周知等の仕方について、政策評価の中で評価・方向付けすることは良い。
- 一度、厚労省全体で俯瞰することは重要。特に、SNSでの発信について日頃より問題意識を感じているところであり（SNSは影響力が大きい分、誤った情報により国民に不安を広げてしまうことがある。また、一言ベースでの説明が求められる時代だが、複雑な制度はそういった一言ベースでの対応は難しい）、本案は意義があると思う。
- コミュニケーションギャップが生じたコロナ下の後、タイムリーなテーマ。

● 前頁案により評価を実施する際の留意点等に関するご意見

- 「周知」と「教育」は重なる部分があることから、その関連付けも必要。
- 周知は、目的を明確に、かつ対象を正しく設定しているかが重要。単に配付・発信して終わり、ではなく、しっかり「届く」には「人の介入」が重要ではないかと考えている。誰からどのように得た情報かにより受け手の捉え方は異なり、しっかり届けるためには、半歩先までいくこと、アウトリーチ&リファーマーが大事。
- ナッジの活用状況等も検討できると良い。
- 施策の分野やその内容（施策全体か制度変更か、申請の可否等）、また、（同じ施策の周知でも）中小企業か大企業か、あるいは企業か個人かによって、効果的な周知方法は異なることに留意が必要。
- 評価にあたっては、好事例の展開だけではなく、改善を要するものも含めて記載等することが必要。
- 本案は実務的で、また、SNS等の新たなツールに関しては若い観点が必要であり、評価にあたっては工夫が必要。
- スケールが大きいテーマであるため、評価に際しては、漠然とした結果とならないよう留意が必要。